気仙沼市訓令第16号

気仙沼市会計年度任用職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月30日

気仙沼市長　　菅　原　　茂

気仙沼市訓令第16号

気仙沼市会計年度任用職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

気仙沼市会計年度任用職員の勤務時間，休暇等に関する規程（令和２年気仙沼市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第２項中「同号」を「規則別表第２第４号」に改め，同条第７項中「，始業の時刻から連続し，又は終業の時刻まで連続した」を削り，「規則別表第２第７号」を「同表第５号」に，「連続した２時間」を「４時間」に，「部分休暇」を「休暇」に改める。

第13条中「当該休暇」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第19条第１項の規定による同条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の当該休暇」に，「を通じ，始業の時刻から連続し，又は終業の時刻まで連続した」を「につき」に，「同号」を「規則別表第２第５号」に改め，「の範囲内（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第19条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない日がある日については，当該連続した２時間」を削り，「の範囲内）」を「を超えない範囲内の時間」に改める。

第15条第２項中「別表第２第２号」を「規則別表第２第２号」に改める。

附　則

この訓令は，令和７年10月１日から施行する。